

令和4年3月9日

総務部総務課

行政財産使用許可に伴う使用料の徴収に関する処分に対する審査請求について

行政財産使用許可に伴う使用料の徴収に関する処分に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により諮問する。

1 審査請求人

江東区東砂在住者

2 審査請求の年月日

令和3年5月6日

3 審査請求の趣旨

江東区長が令和3年2月5日付で審査請求人に対して行った行政財産使用許可に伴う使用料の徴収に関する処分の取消しを求める。

4 審査請求の理由

生活に必要な水道を使用するための水道管の設置に当たって、土地を使用する代金が発生することは容認できない。

5 審理員意見書

本件審査請求を棄却するとの意見を述べる。

6 江東区行政不服審査会答申

江東区長が審査請求人に対して行った行政財産使用許可に伴う使用料徴収処分は、妥当である。